

島本町教育委員会 会議録（令和5年第2回 定例会）

日 時	令和5年2月7日（火） 午前9時30分 ～ 午前11時00分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出席者	中村りか教育長、西尾一実教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長兼子育て支援課長 委員及び事務局職員 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）佐々木淳平課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課）
欠席者	
委員	高岡理恵教育委員、丸野亨教育委員
議 題	第3号報告 令和4年度学校教育自己診断結果の公表について 第4号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について 第5号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について 第6号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 第7号議案 島本町文化財保護条例の一部改正について 第8号議案 島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について 第9号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について 第10号議案 令和4年度教育費補正予算（案）について 第11号議案 令和5年度教育費当初予算（案）について 第4号報告 教職員（管理職）人事の臨時代理について
議 決 事 項	第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、高岡教育委員及び丸野教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は3名です。

定数を満たしておりますので、令和5年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第3号報告「令和4年度学校教育自己診断結果の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第3号報告「令和4年度学校教育自己診断結果の公表について」、御説明申し上げます。

お手元の資料3ページを御覧ください。

3ページから7ページには、小学校4校の結果をまとめており、8ページから12ページには、中学校2校の結果をまとめております。

まずは、小学校の主な結果概要について御説明申し上げます。

1番、「学校へ行くのが楽しい」という質問につきましては、ここ数年、年度ごとに多少の増減があるものの、肯定的回答が70%から80%で推移しております。新型コロナウイルス感染症への不安や経済状況の悪化等による家庭環境の変化によって、様々な背景や悩みを持つ児童・生徒が増加している状況の中で、学校が果たすべき役割について、「全ての児童・生徒にとって居場所があること」、「安心して過ごせる環境」であることが、より重要となっております。加えまして、「みづまるキッズプラン」においても、自己肯定感、自己有用感の育成が、最上位目標にありますため、一人でも多くの児童・生徒が「学校へ行くのが楽しい」と感じられるような学校づくりを推進してまいります。保護者に関しましては、肯定的な回答が84.5%あり、コロナ禍においても、学校に対して高い信頼感を持っていただいていると考えますが、児童、保護者を含め、限りなく100%を目指して、生活指導

や授業改善とも連動させながら、引き続き、全校的な取組を進めてまいります。児童一人一人の個性、持ち味を大切に、児童同士が互いの違いを認め合える集団を作り、全ての児童が安心して学べる学級・学年・学校づくりを目指してまいります。

続きまして、2番「確かな学力の育成」という質問につきましては、前年度から質問内容を変更いたしました。今後、各学校における校内研究や研修による授業改善を日々実践し、引き続き、児童の関心・意欲を高める授業を目指した取組が必要と考えます。また、教職員の肯定的な回答と保護者との回答結果にやや差があることから、今後も授業のねらいや目的等についても様々な手段で発信していくことの必要性がうかがえます。

続きまして、3番「ICTの活用について」の項目ですが、児童・教職員の肯定的な回答が90%を超える高い数値となっております。保護者においても前年度から大幅に増加しており、GIGAスクール構想による1人1台端末の活用が推進されてきた成果であると考えられます。ICTの活用にあたっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において育成すべき資質・能力等を把握した活用を図ることが重要となります。また、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善に生かすため、1人1台の端末をどう継続して活用し、その成果を発信していくかが課題となっております。保護者においては、児童・教職員と比較すると、昨年度までと同様に低い数値となっております。今後も、探究を中心にした授業づくりに取り組み、児童が「学び方」を学ぶその手段として、ICT活用を位置付けていく方針です。それが、児童の自学自習力の向上につながることを考えております。また、保護者に対して、学校だよりやホームページ等を活用して授業内容や成果等が発信することも必要と考えます。このICT活用の項目につきましては、中学校においても、同様の成果と課題があると分析しております。

続きまして、5番「自学自習について」でございます。こちらは今年度より質問項目を大きく変えたところでございます。教職員の肯定的な回答が90%を超えている一方、児童と保護者の肯定的な回答は約75%前後となっております。家庭学習課題を多く設定し、机に向かうこ

とだけを目指とするのではなく、日々の授業改善を通じて、児童自らが学んでみたい、取り組んでみたいという課題の設定や個別最適の学びの実現を目指す必要があります。取組の結果を広く公開し、保護者に理解と協力を依頼することも重要と考えます。

続きまして、9番「いじめ防止・対応について」の項目ですが、児童と教職員の肯定的回答は高い数値を維持しております。各校における「いじめが起きにくい集団作り」の取組や、「いじめの構造理解、共通認識」の推進及びいじめ事案一つ一つに、迅速かつ組織的な対応を行ってきた成果が表れていると考えられます。今後も、いじめの未然防止、早期対応に向けた取組を充実させてまいります。保護者については、肯定的回答が増加しているものの、「わからない」の回答が29.4%と高く、大きな課題であります。いじめ対応リーフレット等を有効に活用しながら、いじめに対する取組を積極的に発信し、保護者の理解につなげていく必要があります。今後の方針といたしましては、いじめ等の早期発見はもちろん、保護者・学校や教育委員会をはじめとする関係諸機関との連携が必要となります。先ほど述べた内容と重複いたしますが、すべての児童・生徒にとって居場所があり、安心できる環境となるよう、取組を継続してまいります。

それでは次に、中学校の概要について御説明申し上げます。

まず1番の「学校へ行くことが楽しい」の項目ですが、前年度と比較して肯定的回答が減少いたしました。要因は様々考えられますが、一つ確かなこととして、不登校生徒数が増加傾向にある中で、学校が全ての生徒にとって安心して楽しく通える魅力ある環境であることや、これまで以上に福祉的な役割や生徒の居場所としての機能を担う必要があることが挙げられます。全ての生徒が安心して学べる学校環境づくりを推進してまいります。

続きまして、4番「成績・評価について」の項目ですが、中学校の場合、評価が就職や進学の際の調査書の一部となることから、誤記載などが起こらないようにチェック体制を構築することが必須となっております。

また、生徒・保護者が納得できる評価をすることが責務であります。評価基準を事前に示すことや、ABC評価と5段階評定との整合性の

分かりやすさの追求等を、各校に要請してまいります。保護者の回答には「わからない」の回答が一定数あることを踏まえ、学級・学年懇談や二者・三者懇談の機会を十分に活用しながら、丁寧な説明を行うよう各校に要請してまいります。

続きまして、5番「自学自習について」の項目ですが、生徒・保護者の約3割が否定的な回答であることから、自学自習力の育成が課題であると考えられます。補充学習や自学自習など、様々な学習の場の設定や、家庭と連携しながら、「自ら学ぶ力」の育成に向けて検討していく必要があります。小学校と同様、普段の授業等から探究的・課題解決的な取組を柱に生徒が主体的に学ぶ力の育成を目指すことが重要と考えられます。

続きまして、9番「いじめ防止・対応について」ですが、生徒が94.3%、保護者が75.1%という肯定的な回答に対し、教職員は100%となっており、昨年度と比較して数値は大きく向上しました。こちらも昨年度から質問内容を変更しており、単純な比較はできないものの、各校での取組が成果としてあらわれたものと考えられます。中学校においては、思春期特有の悩みや保護者との関係も含めた人間関係の複雑さに加え、インターネット環境が及ぼす弊害もあり、問題発見を複雑にしております。各校では生徒会を中心にいじめ防止の取組が展開されていることなどを、保護者に対しても、いじめ対応リーフレット等を有効に活用して、各校のいじめに対する取組を積極的に発信し、理解につなげていく必要があると分析いたします。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要についてホームページを通じて公表したいと考えております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

保護者と教職員または児童・生徒との理解の差があることについて、連携を密にとって、今後、縮めていく必要があるかなというように感じています。小学生にキャリア教育という項目があるが、キャリアという中身が、今の保護者の方にとどこまで具体的に理解されているのかなというところが気になります。

教育推進課長 キャリア教育のキャリアという言葉の理解についてですが、キャリアパスポートという昨年度から小学校1年生から中学校3年生までそれぞれの見えない学力、特に見える点数ではなく、普段の授業や友達関係などいろいろな行事で学んだことを自分の中で振り返りをまとめたものをキャリアパスポートという形で学年ごとに作成しております。それを1年生から持ち上がって、9年間でどれだけ自分の何が積みあがったかという取組をしているところです。この取組の説明はさせていただいているが、まだまだキャリア教育というものが職業に繋がることだけと捉えられがちであるため、今後、保護者への一層の理解、周知に努めてまいりたいと考えております。

教育委員 食育について、ここ数年、黙食が行われたと思いますが、黙食の結果というのは別段、気にするようなことはないでしょうか。

教育推進課長 長らく、コロナの影響で黙食を続けてきましたが、この冬から黙食をしないことで学校に周知しております。どれだけ子どもたちに影響があるのか、今後出てくるものだと思っており、現時点では大きく捉えておりませんが、影響は長引くと考えておりますので、今後、人間関係作りがこの2年間しっかり行われてきたかということ踏まえて、検証していく必要があるというように考えております。

教育委員 保護者とのポイントの差が気になっていまして、保護者の目線からでいうと、子どもとの会話が家庭の中でそこまでなされていない結果も含まれているのかなと感じました。学校としては、保護者へのいろいろな取組の発信については、学年便りや学級便りが主になるのでしょうか。学校側で工夫されていると感じていることを具体的に発信していただくことがいいのかなと思いました。

教育長 家庭での会話ということであれば、例えば課題、宿題の一つとして、鉛筆対談みたいなことを出したことがあり、食についてやいじめ問題についてなど、子どもと保護者が鉛筆でやり取りすることも、自学自習ともリンクすることができるのかなと思ったり、他にも様々な工夫ができると思いますので、そのあたりもこちらから学校に助言したいと考えております。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第4号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長

それでは、第4号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料の15ページを御覧ください。

この度の改正に係る改め文となっております。

資料の19ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案の概要でございます。

全部で4つの条例について、一部改正を行うものでございます。

関係法令の改正に伴う引用条項の整理や主務大臣の変更等を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日となっております。

資料の21ページを御覧ください。

新旧対照表でございます。

今般の引用条項の整理の代表例といたしまして、現行では、子ども・子育て支援法の第77条第1項各号を引用して島本町子ども・子育て会議が担任する事務を規定しておりますが、同法の改正により条ずれが生じ、第72条となることから、これにあわせて改正を行うものでございます。

その他の改正箇所につきましても、同様又は類似した内容となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第5号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第5号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

なお、本条例は、町長部局の改正内容も含めて提出する内容となっており、教育委員会の所管分についてご審議いただきたくようお願いいたします。

提案理由は、教育委員会の附属機関である島本町文化推進委員会を削除するため、所要の改正を行うものです。

資料の40ページをお開きください。

今回の改正内容について、議案参考資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

島本町文化推進委員会については、近年の主な役割は、教育委員会が作成した保存・継承・活用策を講じるべく島本町の文化財を登録した「町指定文化財等候補リスト」について、事務局に加除修正などの報告を求める以外、委員の見識を高めるため視察や研修、講習会の実施が主な活動内容となっております。

特に、「町指定文化財等候補リスト」につきましては、本町の学芸員が専門的見地から作成したものであり、また、島本町文化財保護条例制定以降、島本町文化財保護審議会において、高い専門的見地から文化財が保有する価値についてご教示いただき、文化財指定の具申をいただいております。

また、その他の音楽や美術等の文化全般につきまして、地域の意見を反映する必要性が生じた際には、「社会教育法」に規定され、社会教

育に関する計画の立案や調査研究を行う機関である島本町社会教育委員会会議が行っております。

これらの事情等を勘案し、島本町文化推進委員会で担っていた役割は、島本町文化財保護審議会及び社会教育委員会会議に役割を引き継ぐことにより廃止とするため、別表の「島本町文化推進委員会委員を削除」いたします。

37ページにお戻りください。

施行期日は、ただし書き以降にございますように、令和5年8月1日でございます。

また、本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」についても、一部改正を行い、島本町文化推進委員会委員を削除するものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第6号議案「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第6号議案「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13条の規

定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、青少年指導員制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の45ページをお開きください。

今回の改正内容について、議案参考資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。現在、青少年指導員は、非常勤特別職として青少年の健全育成に活躍頂いているところでございます。他市の状況等を確認したところ、ボランティアでご活躍頂いている市町村は25団体、非常勤特別職は8団体でございました。

本町も多くの他自治体同様にボランティアの身分にすることで、より活動がしやすくなるものと考え、今回改正するものでございます。

また、これまで月額で報酬をお支払いしておりましたが、活動に見合った報償費をお支払いするため都度払いするように改正をするため別表の「青少年指導員を削除」いたします。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

ボランティアの方が活動しやすくなるという中身について、もう少し具体的に教えていただければ有り難いです。

次長兼生涯学習課長

青少年指導員は月額報酬で、特別職として、現在活動していただいております。任意の方においては、多い方で20回から30回程度活動される方もおられれば、お仕事の都合で10回に満たない方もあり、これらが月額となると、活動の部分においてかなり差があります。お仕事の関係とか制約がご自身の活動の中ではありますので、特別職で報酬月額となると、どうしても活動しなくてはならないというような心理的なものを、活動していただいたものに対してお支払いさせていただくボランティアとして自分が活動できる場面で都度都度参加していただけるような形にすることによって、より活動しやすい形になるのではないのかなと。他市の状況とも踏まえて、そういう意図があるのかなと我々感じましたので、今回改正させていただきたい、という

のが理由でございます。

教育長

他に御質問はございますか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第7号議案「島本町文化財保護条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第7号議案「島本町文化財保護条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、島本町文化財保護審議会委員から、より多様な専門的意見を徴するため、所要の改正を行うものでございます。

資料の51ページをお開きください。

今回の改正内容について、議案参考資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

これまで本審議会では、町指定文化財に係る答申を主に行うことが多かったため、委員の構成は、美術史1名、古代史1名、中世史1名、近世史2名の計5名でございました。

一方で、本町の文化財行政といたしましては、埋蔵文化財に関する業務も多々ございますことから、本町の文化財行政の充実を図るためにも考古学を専門とする委員にも参加していただき、より多様な専門的意見をいただけるように今回、委員を1名増員し、これまでの5名から6名にするものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第8号議案「島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第8号議案「島本町立歴史文化資料館設置条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、歴史文化資料館を、住民交流の場として提供することにより、地域活性化を図るため所要の改正を行うものです。

資料の61ページをお開きください。

今回の改正内容について、議案参考資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

第1条、第3条は、設置目的及び事業に資料館施設の貸出に関する事項を追加するものでございます。

第6条は、資料館の入館料については、引き続き無料でございますが、施設使用料と区分するため明記するものでございます。

次ページにまたがりますが、第7条は、資料館施設の使用について、使用にあたってはあらかじめ許可をうけること、また、使用できる対象者を町内に在住・在勤・在学の方と定めるものでございます。

第8条及び64ページの別表は、使用料について、舞台・展示室及び正面広場ともに、1時間当たり800円と定めるものでございます。

第9条は、使用料の減額又は免除について定めるものでございます。町や官公署が行政目的で使用する場合等の理由により使用料を減額もしくは免除するものでございます。

第10条は、使用料の還付について定めるものでございます。

災害等により資料館が閉館した場合などの理由により使用料を全部もしくは一部を還付するものでございます。

第11条は、使用の制限について規定するものでございます。

営利を目的とする使用のほか、展示資料の観覧及び資料館運営に支障のないよう、展示室・舞台の1日3時間を超える使用、展示室・舞台及び正面広場についてそれぞれ1日につき1者以上の使用を制限するものでございます。

63ページを御覧ください。

第12条は、使用許可の取消について定めるものでございます。

第13条は、施設使用者の義務について定めるものでございます。

第14条は、使用に際する設備の変更の禁止について定めるものでございます。

ただし、事業内容等により使用者が持込備品の使用や、現況から変更を加えようとする場合は、事前にその内容を把握した上で許可してまいります。

第15条は、施設使用者の原状回復の義務について定めるものでございます。

第16条は、使用者の損害賠償の義務について定めるものでございます。

64ページを御覧ください。

第17条は、町の免責について定めるものでございます。

施行期日は、令和5年7月1日です。ただし、申請は3か月前の月の初日から受付を行い、令和5年10月1日からの使用について使用料を徴することができるよう、経過措置として、第8条から第10条までの規定は令和5年9月30日までの間における使用については適用しないものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　これより本案に対する質疑を行います。
　　質問のある方は、挙手願います。

教育委員 　　以前から貸出はされていたのでしょうか。

次長兼生涯学習課長 　　施設の貸出につきましては、これまでも内規という形で貸出をさせていたのですが、使用にあたって資料館の運営に支障のない範囲で住民の皆さんに御利用いただきたいということで、今回改めて条例を設けさせていただくことによって幅広く住民の皆さんに御利用の機会を提供したいということで、今回制定させていただくものがございます。

教育長 　　他に御質問はございますか。
　　（「なし」の声あり）

教育長 　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。
　　これより本案に対する討論を行います。
　　（「なし」の声あり）

教育長 　　ないようでございますので、討論を終結いたします。
　　それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
　　（「異議なし」の声あり）

教育長 　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
　　それでは、第9号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長 　　それでは、第9号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、御説明申し上げます。
　　資料の67ページを御覧ください。
　　この度の改正に係る改め文となっております。
　　資料の73ページを御覧ください。
　　まず、提案理由でございますが、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。
　　次に、議案の概要でございます。
　　全部で3つの条例について、一部改正を行うものでございます。

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国基準において、施設長の児童に対する懲戒権が削除されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国基準において、施設長の児童に対する懲戒権が削除されたこと、安全計画の策定等に関する規定が新設されたこと、送迎用自動車の運用に係る安全確認及び安全装置設置義務化等に関する規定が新設されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国基準において、安全計画及び業務継続計画の策定等に関する規定が新設されたこと、送迎用自動車の運用に係る安全確認に関する規定が新設されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日、ただし、懲戒権の削除については、公布の日となっております。

資料の75ページを御覧ください。

新旧対照表でございます。

第27条でございますが、現行では、特定教育・保育施設等の施設長が児童に対する懲戒権を有することを前提として、その濫用を禁止する規定がございますが、改正案では、この規定を削除するものでございます。

続きまして、76ページでございます。

第9条の2及び第9条の3でございますが、家庭的保育事業者等の安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認の規定を新設するものでございます。

続きまして、77ページでございます。

第12条でございますが、現行では、家庭的保育事業者等と他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準につきまして、保育室等の兼用や保育に直接従事する職員の兼務は認められないところでございますが、改正案では、保育に支障がない場合に限り、兼用

及び兼務を認めるものでございます。

次に、第15条でございますが、現行では、家庭的保育事業者等の施設長が児童に対する懲戒権を有することを前提として、その濫用を禁止する規定がございますが、改正案では、この規定を削除するものでございます。

次に、第16条でございますが、現行では、衛生管理等について、必要な措置を講ずるよう努める旨の規定がございますが、改正案では、これを具体的に規定するものでございます。

続きまして、78ページでございます。

第8条の2、第8条の3及び第14条の2でございますが、放課後児童健全育成事業者の安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認及び業務継続計画の策定等の規定を新設するものでございます。

次に、第15条でございますが、現行では、衛生管理等について、必要な措置を講ずるよう努める旨の規定がございますが、改正案では、これを具体的に規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

自動車のブザーの件ですが、送迎用のバスという考えでよろしいでしょうか。この条例でのブザーはどの程度のレベルのことが謳われているのでしょうか。

次長兼子育て支援課長

送迎用バスを対象としているとお考えいただいて結構です。ブザーについて、令和4年12月に、国から送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインが示されておりまして、既に町内各施設に提供させていただいております。様々な形態の安全装置があるんですけども、代表的な例といたしましては、バスの後部座席の最後尾に音と光を伴うランプ、ブザーが設置されており、運転者がエンジンを停止しますとそれが鳴る、運転席からブザーとランプがあるところまで足を運んでスイッチを押さないと止まらない、その間に車内の確認を道すがらする、というようなことが想定される、このようなこ

とがガイドラインに示されております。

教育委員 どういうシステムにしても、ヒューマンエラーが出ると防げない事情が出てくるかと思います。

次長兼子育て支援課長 国のガイドライン等におきましても、あくまで安全装置というのは補助的なものであって、ヒューマンエラーを完全にこれによって払拭することはできないので、安全確認が原則であって、そこを遺漏ないように示されておりますので、その点の周知についても努めてまいりたいと思います。

教育長 他に御質問はございますか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第10号議案「令和4年度教育費補正予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第10号議案「令和4年度教育費補正予算（案）について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、2月27日から開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず、教育総務課及び教育推進課所管分から御説明いたします。

資料の84ページをお開きください。

歳出でございます。

下段の歳出内訳説明書の表の一番上の行、事務局費、一般事務事業、報酬、会計年度任用職員報酬2万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る業務量の増加によるもので

す。その下の役務費、通信運搬費 28万6,000円の減額につきましては、出退勤システム導入に係るプロポーザルの不調に伴い、不執行となることによるものです。その下の奨学金貸付事業、報酬、特別職非常勤職員報酬 1万5,000円の減額につきましては、奨学金の申請がなかったため、選定委員会が開催とならなかったことによるものです。その下の貸付金 20万円の減額につきましては、奨学金の貸与がなかったため、不執行となることによるものです。

次に、教育センター費、教育センター管理運営事業、報酬、会計年度任用職員報酬 1万円の増額につきましては、当初予算における事務補助員の勤務予定日数の積算に誤りがあったことによるものです。その下の教育相談事業、旅費、費用弁償 1万8,000円の増額につきましては、発達相談員について、通勤費が必要な職員の従事日数が見込みよりも増となったことによるものです。

次に、学校管理費（小学校費）、学校管理事業、役務費、通信運搬費 110万円及びその下の委託料、電算関連委託料 613万4,000円の減額につきましては、出退勤システム導入に係るプロポーザルの不調に伴い、不執行となることによるものです。

次に、教育振興費（小学校費）、就学援助事業、扶助費 364万円の減額につきましては、本年度 11月分から 3月分までの学校給食費を無償化したことに伴い、給食費に係る就学援助費及び支援学級就学奨励費の給付が不要となったことによるものです。

次に、学校管理費（中学校費）、学校管理事業、役務費、通信運搬費 55万円及び次のページの一番上の行、委託料、電算関連委託料 307万2,000円の減額につきましては、出退勤システム導入に係るプロポーザルの不調に伴い、不執行となることによるものです。

次に、教育振興費（中学校費）、就学援助事業、扶助費 266万6,000円の減額につきましては、学校給食費の無償化に伴い、給食費に係る就学援助費等の給付が不要となったことによるものです。

資料の 86 ページをお開きください。

続いて、債務負担行為でございます。

今回、1 件の債務負担行為を設定しております。

設定理由としましては、委託業者からの申出による現契約の解除に

に伴い、新たに令和5年度から業務を開始できるよう、本年度内に契約する必要があるためでございます。

続いて、繰越明許費でございます。

今回、3件の繰越明許費を上げております。

概要としましては、事務局及び小・中学校で構成する独自の閉域ネットワークを構築するための事務を進めておりましたが、構築業務に係る入札が不調となり、現在、再入札に向けた準備を進めております。しかしながら、年度内に業務が完了できず、翌年度にまたぐ見込みでありますことから、関係予算を令和5年度に繰り越すものでございます。

教育総務課及び教育推進課所管分については、以上でございます。

次長兼子育て支援課長

続きまして、子育て支援課所管分について、御説明させていただきます。

資料の83ページを御覧ください。

歳入でございます。

節の幼稚園費補助金につきましては、教育支援体制整備事業費補助金の交付申請手続きに際しまして、取りまとめ担当課である教育総務課から子育て支援課に対する照会が行われなかったため、第一幼稚園における医療的ケア児に係る看護師報酬分について申請内容から漏れることとなり、歳入見込みがなくなったことによる減となっております。

本件につきましては、両課による連携ミスが原因であり、今後このようなことがないように、事務の改善に取り組んでまいります。大変申し訳ございませんでした。

資料の85ページを御覧ください。

歳出内訳説明書のうち、幼稚園費でございます

いずれにつきましても、事業確定等に伴う実績見込みによる減となっております。

次長兼生涯学習課長

続きまして、生涯学習課所管分につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入でございます

83ページを御覧ください。

諸収入、雑入、雑入、雑入、各教室等参加負担金118万9千円の

減額につきましては、ふれあいセンターにおいて現在、空調機の更新等工事を実施しており、そのため文化教室（陶芸教室）が中止となったこと等回数減によるものでございます。

次に歳出でございます。

85ページを御覧ください。

社会教育総務費、報酬21万円の減額につきましては、会議の開催数及び出席人数の減少によるものでございます。

その下の負担金、補助及び交付金18万円の減額につきましては、こども会育成連絡協議会が令和4年3月末をもって解散したため減額するものでございます。

青少年費、需用費、消耗品費26万3千円の減額につきましては、「こども110番の家」運動で参加していただいている方に配布する旗が大阪府より寄贈があったこと等によるものでございます。

文化財保護費、報酬、会計年度任用職員報酬200万7千円の減額、その下の職員手当等、諸手当59万5千円の減額、さらに2行下の歴史文化資料館管理費、旅費、費用弁償6万円の減額につきましては、いずれも会計年度任用職員の任用実績によるものでございます。

1行上に戻りまして、文化財保護費、負担金、補助及び交付金50万円の減額につきましては、島本町「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会が事業を円滑に行うため、国庫補助金の交付を受けるまでの事業経費を一旦、町から補助を受けており、今回、事業が終了し無事に国から補助金が交付されましたことから、町からの補助金を返還されたためでございます。

生涯学習費、報償費、報償金73万1千円の減額、その下の需用費、消耗品費38万9千円の減額につきましては、歳入でも御説明いたしましたとおり、ふれあいセンター空調機更新等工事のため文化教室（陶芸教室）が中止となったこと等回数減によるものでございます。

その下の負担金、補助及び交付金210万円の減額につきましては、11月に文化祭を実施し、補助金が確定したため減額するものでございます。

スポーツ推進費、報酬、会計年度任用職員報酬86万2千円の減額、その下の需用費、消耗品費29万5千円の減額につきましては、スポ

一ツ推進委員の人数等の活動実績に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

プロポーザルの不調の影響は大丈夫だったのでしょうか。

教育総務課長

出退勤システム導入に係るプロポーザルに関してのお尋ねでございますが、当初当課といたしましては、学校の先生たちのためにも出退勤システムの本年度中の導入を予定いたしておりましたが、プロポーザルが不調になりましたので、納品につきましては、来年度の予算におきまして改めて予算化いたしまして、導入を図ろうとするものでございます。現在学校においては、出退勤管理につきましてはカードリーダーによって管理を行っておりますが、教育委員会といたしましては、より精密な勤怠管理を行うため、出退勤システムの導入を図ろうとしているものでございますので、導入が翌年度に繰越したことによって、当初教育委員会が推進した、より精度の高い管理というのが据置きになった部分がありますが、それによって学校現場においてただちに影響が生じるということはないと理解していただければよいかと思えます。

教育長

他に御質問はございますか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第11号議案「令和5年度教育費当初予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第11号議案「令和5年度教育費当初予算(案)につい

て」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の当初予算は、2月27日から開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料の89ページをお開きください。

始めに、歳入でございます。

教育予算に係る歳入は、令和4年度に比べ433万3,000円、率にして1.6%増の2億7,657万5,000円を計上しております。

資料の91ページをお開きください。

続いて、歳出でございます。

教育予算に係る歳出は、正職員の人件費を除き、令和4年度に比べ2億4,779万6,000円、率にして24.5%増の12億5,799万3,000円を計上しております。

これは主に、小・中学校において統合型校務支援システムの構築を予定しているほか、施設整備として、複数の改修工事等や工事の実設計業務を予定していることによるものでございます。

資料の92ページをお開きください。

続いて、債務負担行為でございます。

表に記載するものは、複数年度契約により行う事業で、その期間が令和6年度以降にわたるものでございます。なお、債務負担行為を設定した事業については、予算の単年度主義の原則の例外として、債務負担行為を設定した年度の翌年度以降の歳出予算への予算計上があらかじめ予定されることとなります。

資料の93ページを御覧ください。

最後に、歳出予算のうち、施策事業に係るものでございます。

各施策事業の予算額、内容及び目的等につきましては、表に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

これより本案に対する質疑を行います。

教育長

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。

第4号報告につきましては、人事案件であることから、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第4号報告につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第4号報告「教職員（管理職）人事の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

[教職員（管理職）人事の臨時代理について説明]

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。